

平成17年第1回藤岡市議会定例会会議録(第1号)

平成17年3月3日(木曜日)

議事日程 第1号

平成17年3月3日(木曜日)午前10時開議

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 市長発言
- 第 4 議会運営委員会経過報告
- 第 5 諸報告
- 第 6 請願第 8号 郵政事業経営形態に関する国への意見書提出の請願
- 第 7 報告第 1号 専決処分の報告について
(損害賠償の額を定めることについて)
- 第 8 報告第 2号 専決処分の承認を求めることについて
(群馬県六市自転車競走組合規約の変更について)
- 第 9 議案第 1号 教育委員会委員の任命について
- 第10 議案第 2号 藤岡市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について
- 第11 議案第 3号 藤岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 第12 議案第 4号 藤岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第13 議案第 5号 藤岡市税条例の一部改正について
- 第14 議案第 6号 藤岡市障害児学童保育所の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第15 議案第 7号 藤岡市農産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第16 議案第 8号 藤岡市小口資金融資促進条例の一部改正について
- 第17 議案第 9号 藤岡市都市公園条例の一部改正について
- 第18 議案第10号 新町の廃置分合による多野藤岡広域市町村圏振興整備組合からの脱退に伴う財産処分に関する協議について
- 議案第11号 新町の廃置分合による多野藤岡医療事務市町村組合からの脱退に伴う財産処分に関する協議について
- 議案第12号 新町の廃置分合による藤岡、新町、吉井、鬼石環境衛生事務組合からの脱退に伴う財産処分に関する協議について
- 議案第13号 新町の廃置分合による藤岡市・新町ガス企業団からの脱退に伴う財産処分に関する協議について

- 第19 議案第14号 市道路線の廃止について
- 議案第15号 市道路線の認定について
- 第20 議案第16号 平成16年度藤岡市一般会計補正予算(第5号)
- 第21 議案第17号 平成16年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)
- 第22 議案第18号 平成16年度藤岡市老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 第23 議案第19号 平成16年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)
- 議案第20号 平成16年度藤岡市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)
- 第24 議案第21号 平成16年度藤岡市学校給食センター特別会計補正予算(第2号)
- 第25 議案第22号 平成16年度藤岡市下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 第26 議案第23号 平成16年度藤岡市特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第1号)
- 第27 議案第24号 平成16年度藤岡市水道事業会計補正予算(第1号)
- 第28 議案第25号 平成17年度藤岡市一般会計予算
- 議案第26号 平成17年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 議案第27号 平成17年度藤岡市老人保健特別会計予算
- 議案第28号 平成17年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計予算
- 議案第29号 平成17年度藤岡市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 議案第30号 平成17年度藤岡市学校給食センター特別会計予算
- 議案第31号 平成17年度藤岡市下水道事業特別会計予算
- 議案第32号 平成17年度藤岡市特定地域生活排水処理事業特別会計予算
- 議案第33号 平成17年度藤岡市簡易水道事業等特別会計予算
- 議案第34号 平成17年度藤岡市水道事業会計予算
- 第29 請願・陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（23人）

1番	安田 肇 君	2番	橋本 新一 君
3番	串田 武 君	4番	湯井 廣志 君
5番	斉藤 千枝子 君	6番	三好 徹明 君
7番	反町 清 君	8番	佐藤 淳 君
9番	茂木 光雄 君	10番	松本 啓太郎 君
11番	片山 喜博 君	12番	冬木 一俊 君
14番	神田 省明 君	15番	木村 喜徳 君
16番	針谷 賢一 君	17番	青柳 正敏 君
18番	坂本 忠幸 君	19番	塩原 吉三 君
20番	清水 保三 君	21番	隅田川 徳一 君
22番	大戸 敏子 君	23番	吉田 達哉 君
24番	久保 信夫 君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

市長	新井 利明 君	助役	関口 敏 君
収入役	堀越 清 君	教育長	針谷 章 君
企画部長	茂木 政美 君	総務部長	金井 秀樹 君
市民環境部長	有我 亘弘 君	健康福祉部長	吉澤 冬充 君
経済部長	荻野 廣男 君	都市建設部長	須川 良一 君
上下水道部長	三木 篤 君	教育部長	水越 清 君
監査委員			
	齋藤 稔一 君		
事務局長			

議会事務局職員出席者

事務局長	高橋 寛	参事兼議事課長	田島 均
課長補佐兼			
	山形 常雄		
議事係長			

開 会 の あ い さ つ

議 長(佐藤 淳君) おはようございます。議会開会に先立ちましてごあいさつを申し上げます。

本日、平成17年第1回藤岡市議会定例会が招集になりましたところ、議員各位には時節柄公私ともに極めてご多忙の折、全員のご出席をいただきまして開会できますことを心から御礼申し上げます。

今期定例会は、平成17年度藤岡市行政の方向を示す最も重要な議会でありまして、提案されますものは、平成17年度藤岡市一般会計予算をはじめ報告2件、議案34件、請願1件、陳情1件でございます。いずれも市民生活に直結する重要案件でありますので、慎重ご審議いただきまして、議会としての意思決定をお願い申し上げる次第でございます。

なお、議事運営等まことに不慣れな私でございますが、誠心誠意努力いたす所存でございますので、議員各位の絶大なるご支援、ご協力を切にお願い申し上げまして、まことに簡単でございますが、開会のごあいさつといたします。

感 謝 状 の 伝 達

議 長(佐藤 淳君) ここで感謝状の伝達をさせていただきます。

去る1月24日、群馬県市議会議長会理事会において感謝状が贈られましたので、伝達を行います。

事務局長。

事務局長(高橋 寛君) お名前を申し上げますので、前の方へお進みください。

大戸敏子議員。

議 長(佐藤 淳君)

感 謝 状

大 戸 敏 子 殿

藤岡市議会議員として地域の発展と住民福祉の増進に尽力し地方自治の振興に寄与されました

よってここに深く感謝の意を表します

平成17年1月24日

群馬県知事 小寺 弘之

議 長(佐藤 淳君) 以上で感謝状の伝達を終了させていただきます。

開 会 及 び 開 議

午前10時3分開議

議長（佐藤 淳君） 出席議員定足数に達しましたので、議会は成立いたします。
ただいまから平成17年第1回藤岡市議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

第1 会期の決定

議長（佐藤 淳君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月18日までの16日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月18日までの16日間と決定いたしました。

第2 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 淳君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において17番青柳正敏君、18番坂本忠幸君、19番塩原吉三君を指名いたします。

第3 市長発言

議長（佐藤 淳君） 日程第3、市長発言であります。市長の登壇を願います。
（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） 平成17年第1回藤岡市議会定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては大変ご多忙のところご出席いただきまして、心より御礼申し上げます。

昨年の第7回藤岡市議会定例会におきまして、藤岡市及び多野郡鬼石町の廃置分合の議決をいただき、大変ありがとうございました。12月27日には知事申請を行い、平成18年1月1日の合併に向け、事実上動き出したわけでございます。今から1年前、全国の市町村数は約3,100、群馬県も69の市町村が存在しておりました。多くの自治体が地方分権化社会を見据えて合併を推進していくわけでございます。来年4月には、全国の自治体は1,850程度に、県内も40前後になるうとしております。

合併を選択した本市といたしましても、鬼石町との合併が後世に誇れるような、地域住民が安心して、幸せに暮らせるまちづくりを創造していかなければなりません。合併まで10カ月を切ったわけでございますが、鬼石町との合併がより円滑に進むよう、細部の協議や調整をさらに進めていく必要があります。その過程で特に大切なことは、お互いの実

際の歴史、文化、習慣を尊重し、長所を伸ばす中で、自然に一つの自治体を形成していくことが必要だというふうに考えております。また、合併の準備を進めていくことも大変大切なことではありますが、合併までの藤岡市をどのように運営していくかも重要なことであると思います。今の藤岡市として進めておかなければならないことは、新年度予算に積極的に反映させていきたいと考えております。

平成17年度の予算編成方針についてであります。市税の伸びがあまり期待できない中、行財政改革に取り組んできた成果を予算に反映させ、効率的で効果的な予算とすることとし、子育て環境の充実、教育環境の充実、生活環境整備を重点施策として予算を編成いたしました。今後も施策を実施する中で市民の意見を聞く機会を広く設け、市政運営に取り組んでいくとともに、引き続き行財政改革を推進し、財政の健全化を図っていく所存であります。

本議会に提案申し上げましたのは、報告2件、議案34件であります。いずれも市民生活に関連した重要なものでありますので、慎重審議いただきまして、ご決定くださるようお願い申し上げます。開会のあいさつとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

第4 議会運営委員会経過報告

議長（佐藤 淳君） 日程第4、議会運営委員会経過報告であります。議会運営委員会委員長の報告を求めます。委員長反町清君の登壇を願います。

（議会運営委員会委員長 反町 清君登壇）

議会運営委員会委員長（反町 清君） ご指名を受けましたので、議会運営委員会の経過について報告を申し上げます。

議会運営委員会は、議長の要請により3月1日、委員会を開催し、本日招集となりました平成17年第1回市議会定例会の運営について協議したのであります。協議に先立ちまして市長及び担当部長から提出議案に対する概要説明を受けた後、議案の取り扱い方法、日程、会期等について協議したのであります。

議案の取り扱いにつきまして、今定例会に提案されますものは、報告2件、議案34件、請願1件、陳情1件であります。それぞれ日程に従い、諸報告後、日程第6、請願第8号につきましては総務常任委員会に付託され継続審査となっておりますので、審査報告を委員長から報告願った後、質疑、討論、採決を願います。日程第7、報告第1号につきましては単独上程、報告のみとし、日程第8、報告第2号及び日程第12、議案第4号、日程第13、議案第5号、日程第16、議案第8号、日程第17、議案第9号、日程第20、議案第16号から日程第22、議案第18号及び日程第24、議案第21号から日程第2

7、議案第24号につきましては単独上程、単独審議、委員会付託を省略し、即決を願います。日程第9、議案第1号につきましては単独上程、単独審議、委員会付託及び討論を省略し、即決を願います。日程第10、議案第2号、日程第11、議案第3号につきましては提案理由の説明、質疑の後、総務常任委員会に付託、日程第14、議案第6号につきましては提案理由の説明、質疑の後、教務厚生常任委員会に付託、日程第15、議案第7号につきましては提案理由の説明、質疑の後、経済建設常任委員会に付託することに決定いたしました。日程第18、議案第10号から議案第13号及び日程第19、議案第14号、議案第15号、日程第23、議案第19号、議案第20号につきましては、一括上程、単独審議、委員会付託を省略し、即決を願います。日程第28、議案第25号から議案第34号までの平成17年度藤岡市一般会計予算外9特別会計予算につきましては、一括上程、提案理由の説明後、総括質疑を行い、予算特別委員会を設置し、付託することに決定いたしました。日程第29、請願・陳情につきましては、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。次に、3月15日、議事日程(第2号)一般質問ですが、11人の議員から通告があり、通告順により行うことに決定いたしました。

次に、会期について申し上げます。会期につきましては、先ほど議長からお諮りして決定いたしましたとおり、本日3月3日から3月18日までの16日間とすることに決定いたしました。

次に、審議日程について申し上げます。本日は、これより議事日程に従い議事を進め、請願・陳情の委員会付託まで行い、3月4日から3月14日まで休会とし、この間において総務・経済建設・教務厚生各常任委員会と予算特別委員会を開催し、議案・請願・陳情の審査を願います。3月15日と3月16日は本会議を開き、一般質問を行い、3月17日休会、3月18日に本会議を開いて、議案・請願・陳情に対する各委員長報告、質疑、討論、採決をして、今期定例会を閉会と決定いたしました。

次に、休会中の委員会の日程について申し上げます。3月4日、総務常任委員会を午前10時から、経済建設常任委員会を午後2時から、3月7日、教務厚生常任委員会を午前10時から第2委員会室で、3月9日と3月10日は予算特別委員会を午前10時から第1委員会室で開催することに決定いたしました。

以上をもちまして、議会運営委員会の経過について報告を終わります。

議長(佐藤 淳君) 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

ただいま報告のありましたとおり今後の議事運営を行いますので、ご了承願います。

第5 諸報告

議長(佐藤 淳君) 日程第5、諸報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長（高橋 寛君） 報告申し上げます。

初めに、監査委員より平成16年度11月、12月、1月分の例月出納検査報告書が議長宛に提出されております。それぞれ議員控室に備えてございますので、ごらんいただきたいと思っております。

次に、今期定例会に提出されますものは、報告2件、議案34件、請願・陳情各1件でございます。

次に、前期定例会において可決されました議員提出議案第6号救急車の24時間態勢（昼夜）の配備確立方促進を求める意見書につきましては、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合理事長宛に提出いたしました。

次に、前期定例市議会からの諸行事につきましては、お手元にお配りいたしました諸報告のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で報告を終わります。

第6 請願第8号 郵政事業経営形態に関する国への意見書提出の請願

議長（佐藤 淳君） 日程第6、請願第8号郵政事業経営形態に関する国への意見書提出の請願を議題といたします。

総務常任委員会委員長の報告を求めます。委員長茂木光雄君の登壇を願います。

（総務常任委員会委員長 茂木光雄君登壇）

総務常任委員会委員長（茂木光雄君） ご指名を受けましたので、総務常任委員会に付託され、継続審査となっております請願1件に対する審査の概要と結果についてご報告を申し上げます。

本委員会は、2月1日、市長・助役並びに関係部課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重審査したのであります。なお、本委員会として、この請願第8号の紹介議員であります木村喜徳議員にも出席を求め、開催をいたしました。

請願第8号郵政事業経営形態に関する国への意見書提出の請願について、ご報告を申し上げます。執行部から12月定例会後の経過について次のような説明がありました。第162回通常国会で、郵政民営化関連法案の今国会での成立を目指し、さまざまな意見が議論されているが、懸念されることは住民生活に与える影響である。市としては、今後の郵政民営化の方向を見守っていきたいと考えているとのことでした。

質疑の主なものを申し上げます。離島、過疎化の山村に対するサービスの不均衡の是正について伺いたい。郵便網維持のため、政府補助の可能性は捨て切れないとの見解が示されているとのことでした。続きまして、12月定例会後、新たにわかったことがあれば伺

いたい。平成16年9月10日に閣議決定された基本方針以降の資料等は入っていないとのことでした。

委員から次のような意見がありました。全容が見えてこない中、我々として一番心配しなければならないことは、不採算部門を切り捨てられてしまうことにより、窓口が非常に遠くなる住民も大勢いると感じている。自由化し、銀行などと切磋琢磨しながらサービスの向上を図ることに異論はないが、サービスの低下が重要と考えている。このような観点から地方の意見として、民営化しないで今のままの日本郵政公社で改革を図っていただきたいということで、この請願を採択していただきたいという旨の意見がありました。慎重審査の結果、全員をもって採択すべきものと決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託を受け、継続審査となっております請願1件に対する審査と概要について報告を終わります。

議長（佐藤 淳君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。請願第8号郵政事業経営形態に関する国への意見書提出の請願について、委員長報告は採択であります。本請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（佐藤 淳君） 起立全員であります。よって、請願第8号は採択されました。

第7 報告第1号 専決処分の報告について

（損害賠償の額を定めることについて）

議長（佐藤 淳君） 日程第7、報告第1号専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。都市建設部長の登壇を願います。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） 報告第1号専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第96条第1項第13号の規定による損害賠償額を定めることについて、同法第180条第1項の規定により議会において特に指定された事項として専決処分したことについて、同法第180条第2項の規定に基づきご報告するものでございます。

内容につきましては、平成16年8月9日、藤岡市本郷地内の市道7195号線を走行中の車両に、道路内にあるU字溝の鉄製蓋が1枚破損しており、右後輪のタイヤに損害を与えた車両物損事故に係わる賠償額の額を定めることについてであります。

なお、損害賠償金につきましては、損害を与えたタイヤ代を賠償責任保険で充たいたしますので、あわせてご報告するものであります。

以上、まことに簡単であります、ご報告にかえさせていただきます。

議長（佐藤 淳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告第1号について報告を終わります。

第8 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて

（群馬県六市自転車競走組合同規約の変更について）

議長（佐藤 淳君） 日程第8、報告第2号専決処分の承認を求めることについて（群馬県六市自転車競走組合同規約の変更について）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経済部長の登壇を願います。

（経済部長 荻野廣男君登壇）

経済部長（荻野廣男君） 報告第2号専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本件は、群馬県六市自転車競走組合同規約の変更について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求めるものでございます。

内容につきましては、市町村合併により組織団体の廃置分合に伴う組合財産の承継に係る規約の変更でございます。

以上、簡単でございますが、報告とさせていただきます。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議 長(佐藤 淳君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしましたと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第2号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。よって、報告第2号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。報告第2号専決処分の承認を求めることについて(群馬県六市自転車競走組合規約の変更について)本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(佐藤 淳君) 起立全員であります。よって、報告第2号は原案のとおり承認されました。

第9 議案第1号 教育委員会委員の任命について

議 長(佐藤 淳君) 日程第9、議案第1号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長の登壇を願います。

(市長 新井利明君登壇)

市 長(新井利明君) 議案第1号教育委員会委員の任命について、ご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の規定により、教育委員の任期は4年と定められており、平成17年3月31日をもって竹市文光氏が任期満了となります。その後任として、長谷川孝氏を任命いたしたく議会の同意をお願いするものであります。

長谷川氏は、藤岡市藤岡に居住されており、昭和16年生まれの63歳であります。主な経歴を申し上げますと、昭和39年に群馬大学を卒業後、同年より教職につき、生徒の

教育に情熱を注いでこられ、万場高等学校、藤岡高等学校の校長を歴任され、平成14年3月に退職されました。現在は、高崎健康福祉大学短期大学部事務局次長として勤務しております。教育に深い関心と熱意を持ち、また人格・見識ともに高く、教育委員として適任であると考えます。

以上、簡単ではありますが、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議 長（佐藤 淳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤 淳君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号については委員会付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本件については、討論を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決しました。

これより採決いたします。議案第1号教育委員会委員の任命について同意を求めるのは、これに同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（佐藤 淳君） 起立全員であります。よって、議案第1号教育委員会委員の任命について同意を求めるのは、これに同意することに決しました。

第10 議案第2号 藤岡市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する 条例の制定について

議 長（佐藤 淳君） 日程第10、議案第2号藤岡市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長の登壇を願います。

(総務部長 金井秀樹君登壇)

総務部長(金井秀樹君) 議案第2号藤岡市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律により、公の施設の管理運営を外部に委託する場合の取り扱いについて、これまで管理委託制度から指定管理者制度に移行するよう改められました。この指定管理者制度は、民間事業者の能力を広く活用し、多様化する住民ニーズに効率的、効果的に対応し、住民サービスの向上と経費節減を図ることを目的としています。現在、既に管理委託を行っている公の施設について、改正法施行の日から起算して3年を経過する日までに、また新設及び既存施設で新たに管理をゆだねる場合については、ゆだねる時点から指定管理者制度を適用するか、直営とするかを選択しなければなりません。本条例は、各公の施設の設置及び管理に関する条例とは別に、指定管理者制度を導入するに当たり、その指定の手續等について共通する基準が必要となりますので、通則条例として整備するものであります。

以上、簡単であります。提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(佐藤 淳君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

清水保三君。

20番(清水保三君) これは、国でいえば民間委託という形のものだというふうに理解してよいのかどうか。それから、当面これに該当するような施設、それがあのかどうか、あるとすれば、どういうところなのか、その辺のところを伺います。

議長(佐藤 淳君) 総務部長。

(総務部長 金井秀樹君登壇)

総務部長(金井秀樹君) お答えいたします。

前段の民間委託の形態ということでございますが、民間活力を導入するというので、そういう内容でございます。

藤岡市に具体的な施設があるかということでございますが、38施設ほどがございます。具体的に主なものを申し上げますと、ららん藤岡あるいはボランティアネットワークセンター・児童館・市民プール・自然の家等々でございます。

以上です。

議長(佐藤 淳君) 清水保三君。

20番(清水保三君) ガス企業団などは、その対象から外れているわけですか。そこで非常に不

安な面をのぞかせているといえますか、私の方へ電話がありまして、ガス企業団に勤めている職員、これらが将来不当な扱いを受けるのではないかとということが懸念されている。そこで、それなども含めるとすれば、あれは企業体ですから、丸きり新しい業者を指定するという形になるので、なるとすればそれが合理化といえますか、会社になるわけではないですけれども、そのことによってそこに勤めている職員の身分が非常に不安定になるといふ一面もあるのではないかとこのように思いますけれども、いかがなものでしょうか。

議長（佐藤 淳君） 総務部長。

総務部長（金井秀樹君） お答えいたします。

この指定管理者制度は、地方自治法上では教育施設だとか、幾つか適用除外になるものがございまして。したがって、ガス組合は適用にならないというふうに私は理解しております。

以上です。

議長（佐藤 淳君） 他に質疑はありませんか。

木村喜徳君。

1 5 番（木村喜徳君） 先ほどの説明でわかったのですけれども、藤岡市は来年から鬼石町と一緒にするわけなのですけれども、鬼石町に関してはこういう市の指定されるような施設は何かあるのか。

もう一点は、鬼石町の病院は別会計になっているのですけれども、この病院に対してはこれに当てはまるのかどうか。ついでするので、今後の病院に関してはどのような議論が現在行われているのか、この点についてお願いを申し上げます。

議長（佐藤 淳君） 総務部長。

（総務部長 金井秀樹君登壇）

総務部長（金井秀樹君） お答えいたします。

鬼石町の施設の数については正確に承知しておりませんが、文化施設だとかスポーツ施設は当然対象になると理解しております。

議長（佐藤 淳君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 吉澤冬充君登壇）

健康福祉部長（吉澤冬充君） 鬼石町病院は、ご承知のとおり市民病院ということで、今、検討しているわけがございます。今は町立病院でございますから、藤岡総合病院との合併なども考えながら、当分の間は市民病院で様子を見てということございまして、指定管理者制度にはなじまないと思いますが、よろしく願いいたします。

議長（佐藤 淳君） 木村喜徳君。

1 5 番（木村喜徳君） わかりました。合併というのは決まっているので、できればそのくらいの

施設の確認が欲しかったような気がしますけれども、民間に移るということなので、その指定者を選定する選定委員会、これがこれからつくられるということなのですけれども、選定委員の対象となる皆さん、これはどの辺の人たちを予定しているのか、お願い申し上げます。

議長（佐藤 淳君） 総務部長。

総務部長（金井秀樹君） お答えいたします。

ご承知のように選定委員会をつくるという考え方ですが、候補者は、内容によっては専門知識を有することも必要だと思っております。したがって、その専門知識を有する有識者を選定委員の中に加えることによって、選定に当たっての精度の高さ、あるいは効率よい選定を行っていきたいというふうに理解しております。

議長（佐藤 淳君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第2号については、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

第11 議案第3号 藤岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定 について

議長（佐藤 淳君） 日程第11、議案第3号藤岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長の登壇を願います。

（総務部長 金井秀樹君登壇）

総務部長（金井秀樹君） 議案第3号藤岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

今回、国において地方公務員法が改正され、地方公共団体の職員の任用、給与、勤務時間、その他の勤務条件、分限及び懲戒等の人事行政の運営の状況を公表することとされました。地方公共団体における職員給与等の公表については、既に実施されているところでありますが、市における人事行政の運営に関しても、市民にわかりやすく、より一層の情報提供を進めることを目的として、公表に関する条例を制定するものであります。

以上、簡単であります。提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くだ

さいますようお願い申し上げます。

議長（佐藤 淳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

湯井廣志君。

- 4 番（湯井廣志君） 議案第3号の人事行政の公表等の関係でちょっとお聞きしたいのですが、第58条の2ということで新しく追加されたわけですが、この第3条に第1号から第7号の項目で公表しなさいということで、第8号に「その他市長が必要と認める事項」と記載されております。これは公表でございますので、きめ細かく公表すべきだと考えますので、この第8号の中に定期昇給の実態なり等級別職員の変動理由、また特殊勤務手当の実態、また勤務手当の支給に関して勤務成績の勘案の実態、そういうものをこの第8号の中に加えて公表する考えがあるのかお伺いいたします。

議長（佐藤 淳君） 総務部長。

（総務部長 金井秀樹君登壇）

総務部長（金井秀樹君） お答えいたします。

この第8号につきましては、第1号から第7号までの間の、特に議員のおっしゃる個別の事項について市長が認める場合ということで、具体事例を申し上げますと、給与の内訳あるいは1人当たりの給与費、職員の平均給与、就業時間、休息时间、その他休暇、懲戒あるいはサービスの規律の概要等々が細かく定められておりますので、これらを含めて公表したいというふうに考えております。

議長（佐藤 淳君） 湯井廣志君。

- 4 番（湯井廣志君） この第58条の2の改正の関係では、市民というより国民自体が非常に公務員の給料実態について、民間に比べれば、公表してあるようになり高くなっている実態になっていることで、地方公務員法を改正して発表するような格好になっておりますが、実際に給料がどのくらいとか、分限や懲戒の処分の状況とかでなく、実際に給料が毎年どのくらい上がっているのか、またどのくらいもらっている職員がどのくらいの数いるのか、また給料のほかに特殊勤務手当をいただいている人がどれくらい、いるのか。ボーナスにしても、普通なら勤勉手当の支給というのは、成績によって勤勉手当というものは決まるわけですが、どのように勘案してこの数字を出しているのか、そういうものをいろいろ市民は知りたがっているわけですから、そこまで私は公表すべきだと考えます。

そこで、この第8号の中にそのようなきめ細かい情報を市民に流す、これは一番よい方法だと私は考えますので、この第8号の関係の中に踏み込んでいろいろな公表をしていただきたいということでございます。総務常任委員会の方の議論に恐らくなるとは思いますが、

行政の中で、この総務常任委員会の議論の中でかなり踏み込んだ公表をされることを私は望みますので、この関係では今の時点の答弁は要りませんから、よろしく願いいたします。

議長（佐藤 淳君） 暫時休憩いたします。

午前10時46分休憩

午前10時47分再開

議長（佐藤 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（佐藤 淳君） 総務部長。

総務部長（金井秀樹君） 議員ご指摘のような内容につきましては、提案説明で申し上げましたけれども、職員の給与等については既にそのあらましを公表しております。これは平成16年11月1日の広報ですけれども、こういう中で8項目から9項目について、議員がおっしゃったように平均給与だとかそういうものについて、ここで公表しております。

したがって、総務常任委員会等でもまたご説明申し上げたいと思いますけれども、現時点では公表しているというふうにご理解いただきたいと思います。

議長（佐藤 淳君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第3号については、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

第12 議案第4号 藤岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議長（佐藤 淳君） 日程第12、議案第4号藤岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長の登壇を願います。

（総務部長 金井秀樹君登壇）

総務部長（金井秀樹君） 議案第4号藤岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

条例中、第12条におきまして、昨年より国において地方独立行政法人法及び国立大学法人法が公布されました。これに伴い、地方公営企業労働関係法などの名称が変わりますので、改めるものであります。また、第18条につきましては、非常勤職員の取り扱いについて、これまで規則で定めると規定されておりますが、新年度よりその取り扱い要綱を全面改正し、現状に即した対応ができるように改正するものであります。施行期日につきましては、平成17年4月1日から施行したいというふうに考えております。

以上、簡単であります。提案理由の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（佐藤 淳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第4号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第4号藤岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（佐藤 淳君） 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

第13 議案第5号 藤岡市税条例の一部改正について

議長（佐藤 淳君） 日程第13、議案第5号藤岡市税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民環境部長の登壇を願います。

(市民環境部長 有我巨弘君登壇)

市民環境部長(有我巨弘君) 議案第5号藤岡市税条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。

本改正につきましては、不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第28条の改正により、地方税法第343条第2項及び第6項、同法第368条第1項の改正に伴う措置を行うものであります。主な改正内容は、不動産登記法の全部改正に伴う字句の整備により、「土地登記簿」及び「建物登記簿」が「登記簿」に改められるものでございます。

以上、簡単ではありますが、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長(佐藤 淳君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

清水保三君。

20番(清水保三君) 1点だけですけれども、この字句の修正ということだけで事が済まされるのかどうなのか、市民にとっては、これが税金との関係ではどうなるのか、その辺も伺います。

議長(佐藤 淳君) 市民環境部長。

(市民環境部長 有我巨弘君登壇)

市民環境部長(有我巨弘君) お答えいたします。

内容につきましては、不動産登記法の改正に伴うもので、土地登記簿及び建物登記簿を登記簿に改めるものでございますので、税額につきまして変更はございません。

議長(佐藤 淳君) 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第5号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。よって、議案第5号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第5号藤岡市税条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(佐藤 淳君) 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

第14 議案第6号 藤岡市障害児学童保育所の設置及び管理に関する条例の制定について

議長(佐藤 淳君) 日程第14、議案第6号藤岡市障害児学童保育所の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。健康福祉部長の登壇を願います。

(健康福祉部長 吉澤冬充君登壇)

健康福祉部長(吉澤冬充君) 議案第6号藤岡市障害児学童保育所の設置及び管理に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

藤岡市障害児学童保育所は、障害を持った児童の放課後対策の中核となる施設として、子育て支援のための拠点施設整備事業による国・県の補助を受けて建設を進めさせていただき、現在、開所に向けた準備を行っているものでございます。第5条に利用料金を定めさせていただきましたが、学童1人当たりの平日の利用料は日額で800円と、学校の休業日については1,500円となっております。この料金は現在、北ノ原幼稚園で暫定的に行っております障害児学童保育所の料金と同額となっております。

この障害児学童保育では、施設の有効活用を図る上から、利用しない時間帯の午前9時から午後5時の間につどいの広場として主に0歳から3歳の子供とその親が気軽に集える場所として活用する予定でございます。完成した建物は木造平家建てで面積155.68平方メートル、約47坪で、2つに仕切ることのできるプレイルームと子供が具合が悪くなったときに休むことができる和室、おやつなどの簡単な調理設備を備えた相談室、バリアフリーに配慮したトイレがあります。建物全体の段差をなくす設計に配慮し、車椅子での利用も容易なものになっております。この施設を管理運営していくために、本条例の制定をお願いし、新年度から開所したいと考えております。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(佐藤 淳君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

湯井廣志君。

- 4 番（湯井廣志君） 議案第6号の関係なのですが、これも教務厚生常任委員会への付託ということですが、その前に何点かお伺いしておきます。この第5条の利用料が学童1人当たり800円、また第2項として休みですか、このときには1人当たり1,500円になっておりますが、この額が妥当なのか、どのような根拠に基づいてこの額を計上したのかお伺いしておきます。

それと、第7条の使用制限の関係なのですが、第1号、第2号、第3号に関するものはその使用を制限するというので、いろいろな場面が書いてあります。そのときにどんな制限をするのか、お示しいただきたいと思います。お願いいたします。

議長（佐藤 淳君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 吉澤冬充君登壇）

健康福祉部長（吉澤冬充君） 利用料の額の関係でございますけれども、提案説明をさせていただきましたとおり、ただいま暫定的にやっております障害児学童保育所の利用料金、一般の学童保育所より少々高目になっておりますけれども、その辺と同額ということで定めさせていただきました。

それから、使用の制限でございますけれども、ここにも3項目列記してございますけれども、施設を壊したり、あるいは管理に支障があるような部分、人が出入りするということでは困りますので、入場、使用を制限する、あるいは少し遠慮をしていただくとか、そういうことを考えております。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 淳君） 湯井廣志君。

- 4 番（湯井廣志君） 制限の関係は、教務厚生常任委員会で恐らく議論になると思いますが、もう一点だけ、第8条の許可の取り消しの関係で、使用を中止させ、また許可を取り消すことができるということで3つほど書いてあります。この使用する前に違反したのなら、許可の取り消しというのは可能だと私は考えますが、使用を開始した後にこの条例、規則違反であるからと判断されるのが、恐らくこの許可の取り消し、そのようなことがあるのがほとんどだと考えます。そうしたときに、直ちに使用を停止させるということが現実的に可能であるのか、その点をお伺いしておきます。

議長（佐藤 淳君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（吉澤冬充君） 非常に微妙な部分があるかと思っておりますけれども、現実にはそこで障害児の学童保育をやるわけですから、その学童に迷惑がかかったり、いろいろな部分で支障があるという場合には、直ちに使用を中止せざるを得ないかと、現実にはそういうふうにご考慮しております。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 淳君） 他に質疑はありませんか。

清水保三君。

20番(清水保三君) 学童保育ですから、多分午後4時からとか午後3時からとか、そういう時間帯で利用されるのだと思うのですけれども、午前中等に利用したいという団体があるのですけれども、親子リズムの会という小さな赤ちゃんあるいは1歳から保育園に上がるまでの子供たちのサークルですが、今、行き場所がなくて、リズム体操などのできるところがなく非常に困っている。そういう点では、この施設が利用できるのか。午前中、多分10時ごろから12時ごろまで、今、いろいろと計画をして、あちこちで実施しています。なかなか定着しないのが実態です。その場合、この施設が利用できるのか。そういう場合は、この条例に書いてあるような高額な利用料を取って施設を開放するのか、その辺のところをちょっと伺います。

議長(佐藤 淳君) 健康福祉部長。

(健康福祉部長 吉澤冬充君登壇)

健康福祉部長(吉澤冬充君) ただいまの質問に関してでございますけれども、私どもで今、想定しておりますのは、午前中の学童保育として利用しない時間帯に開放してということでございますけれども、これはあくまでも障害を持つ子供さん、親御さんに集まっていたということを中心と考えております。一般の人たちを、あいているからどんどんというところまでは想定しておりませんが、一般の学童保育所もいっぱいございますので、そういう所でできればしていただいて、できれば本当に障害児を持つ親御さんに優先的に使っていただきたいというふうに考えております。

それから、利用料はございません。基本的には、学童保育所の利用料はいただきますけれども、その場所を使うからということで、つどいの広場とか、今、想定しております障害児の親御さんが集まるときの利用料というのは、想定してございません。よろしく願いいたします。

議長(佐藤 淳君) 清水保三君。

20番(清水保三君) 親子リズムというのは、子供たちの健康を中心にしたリズム体操などを行っているのですけれども、そういうところへは積極的にあいている時間帯といいますか、そういうところを利用して、料金は取らないということですから、ぜひそれを開放してほしいということを要望しておきます。

以上です。

議長(佐藤 淳君) 他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第6号については、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、教務厚生常任委員会に付託いたします。

第15 議案第7号 藤岡市農産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例の
制定について

議長(佐藤 淳君) 日程第15、議案第7号藤岡市農産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経済部長の登壇を願います。

(経済部長 荻野廣男君登壇)

経済部長(荻野廣男君) 議案第7号藤岡市農産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本条例の制定につきましては、農産物処理加工施設の設置に伴い、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、その設置及び管理に関する事項を規定するものでございます。本施設の目的は、山間地域の農業の振興、活性化のため、山村振興事業により設置するもので、場所は高山の櫛山地区であります。正式な番地では、藤岡市下日野字朝ヶ谷2497番地の1となっております。内容としては、地元の方が地域でとれた農産物を利用した手づくりの加工品を生産し、販売する計画でございます。なお、本事業は農林水産省の国庫補助事業で新山村振興等農林漁業特別対策事業により整備するもので、来年度より事業開始したいと考えており、条例の施行に関しては4月1日よりお願いするものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(佐藤 淳君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

議長(佐藤 淳君) 湯井廣志君。

4番(湯井廣志君) 経済建設常任委員会に付託の前に1点だけお伺いしておきますが、平成16年度に山村振興事業で施設をつくって、平成17年から管理を委託するということがございますが、この山村振興地域というのは、藤岡市では旧日野村、今の日野地区しかございません。この日野村の人たちの山村振興事業だけで、間違いなく日野村地域の山村振興になるのか、その点を1点だけお伺いしておきます。

議長(佐藤 淳君) 経済部長。

(経済部長 荻野廣男君登壇)

経済部長 (荻野廣男君) お答えいたします。

まず、振興山村にかかる山村振興地域につきましては、議員ご指摘のとおり、藤岡市では日野地区が該当いたしております。この本件の施設につきましては、設置場所の地番は下日野でございます。現地は、地理的な状況は櫛山地区でございます。また、この農産物の処理加工施設につきましては、日野・高山構想検討委員会を過去に設置いたしまして、そういう中から日野・高山地区全体の振興を図るという中で、各種の施設が計画をされておりました。その中で、高山地区にこの処理施設をということで、設定をされておったものでございます。したがって、日野・高山地区、その地域のさまざまな団体から出ていらっしゃる方にもご理解をいただいた上で、この設置ができたというふうに考えてございます。

ただ、この施設をつくるにつきまして、事業手法としてこの新山村の補助事業を利用したものでございます。直接的には、日野地域の方がここへ来て生産をすることはないとは思いますが、ただ、広い意味での日野地域の振興という中では、他の事業もやっておりますので、そういう意味では日野地域にも影響、効果があるというふうには、理解はいたしております。

以上でございます。

議長 (佐藤 淳君) 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (佐藤 淳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第7号については、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、経済建設常任委員会に付託いたします。

第16 議案第8号 藤岡市小口資金融資促進条例の一部改正について

議長 (佐藤 淳君) 日程第16、議案第8号藤岡市小口資金融資促進条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経済部長の登壇を願います。

(経済部長 荻野廣男君登壇)

経済部長 (荻野廣男君) 議案第8号藤岡市小口資金融資促進条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

藤岡市小口資金融資促進制度は、群馬県と提携し、金融機関及び群馬県信用保証協会の

協力を得て、小口の事業資金の融資を促進することで、市内中小企業の振興を図るもの
あります。厳しい経営環境にある中小企業者の資金繰りを支援するため、平成15年度及
び平成16年度に限定して、借換制度を設けたところであります。しかし、景気情勢を考
慮して、平成17年度についても県制度融資において借換制度を継続することに伴い、藤
岡市小口資金に係る借換制度についても継続するものであります。

以上、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い
申し上げます。

議 長（佐藤 淳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤 淳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたした
いと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第8号については、会議規則第
36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありま
せんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。よって、議案第8号については委員会付託を省略
することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤 淳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第8号藤岡市小口資金融資促進条例の一部改正について、
本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（佐藤 淳君） 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

第17 議案第9号 藤岡市都市公園条例の一部改正について

議 長（佐藤 淳君） 日程第17、議案第9号藤岡市都市公園条例の一部改正についてを議題と
いたします。

提案理由の説明を求めます。都市建設部長の登壇を願います。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） 議案第9号藤岡市都市公園条例の一部改正についてご説明申し上げます。

都市公園法の改正が行われ、平成16年12月に施行されました。その主な改正は、法第27条の制定に伴い、都市公園内に放置された工作物等の除却、処分方法等の追加、所要条項及び文言の改正であります。具体的には、従来の都市公園法及び都市公園条例では、都市公園内に放置された物件（自動車、自転車等）が所有者のわからない状態で放置されていた場合について、具体的な処理の手続のその処分方法について明確に規定されていないため、今回の改正により所有者不明の放置物件の除却、処分方法について明確化するため、本条例の一部改正をお願いするものであります。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（佐藤 淳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第9号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。よって、議案第9号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第9号藤岡市都市公園条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（佐藤 淳君） 起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

合からの脱退に伴う財産処分に関する協議について

議案第 1 1 号 新町の廃置分合による多野藤岡医療事務市町村組合からの脱退に伴う財産処分に関する協議について

議案第 1 2 号 新町の廃置分合による藤岡、新町、吉井、鬼石環境衛生事務組合からの脱退に伴う財産処分に関する協議について

議案第 1 3 号 新町の廃置分合による藤岡市・新町ガス企業団からの脱退に伴う財産処分に関する協議について

議長（佐藤 淳君） 日程第 1 8、議案第 1 0 号新町の廃置分合による多野藤岡広域市町村圏振興整備組合からの脱退に伴う財産処分に関する協議について、議案第 1 1 号新町の廃置分合による多野藤岡医療事務市町村組合からの脱退に伴う財産処分に関する協議について、議案第 1 2 号新町の廃置分合による藤岡、新町、吉井、鬼石環境衛生事務組合からの脱退に伴う財産処分に関する協議について、議案第 1 3 号新町の廃置分合による藤岡市・新町ガス企業団からの脱退に伴う財産処分に関する協議について、以上 4 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長の登壇を願います。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） ただいま上程されました議案第 1 0 号から議案第 1 3 号までの提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第 1 0 号は、新町の廃置分合による多野藤岡広域市町村圏振興整備組合からの脱退に伴う財産処分に関する協議であります。この財産処分は、平成 1 8 年 1 月 2 3 日から群馬郡倉渕村、同郡群馬町及び多野郡新町を廃し、その区域を高崎市に編入する廃置分合により、新町が組合から脱退することに伴う財産処分について、地方自治法第 2 9 2 条において準用する同法第 7 条第 4 項の規定により関係市町村が協議により定めることについて、同条第 5 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。この協議は、関係市町村議会のすべての議決がなされた後、市町村長が地方自治法に基づき協議書を作成することとなります。

財産処分の内容は次のとおりです。1 番目として資産の部ですが、資産のうち建物についての新町の持ち分は、新町消防分署庁舎とし、廃置分合の日を高崎市に無償で帰属させるものであります。

次に、基金であります。一般会計財政調整基金の新町の持ち分については、廃置分合の日の前日の基金残高に新町の事務局運営費の負担率と消防費の負担率をもとに算出した 1 2 . 9 0 % を乗じて得た金額を廃置分合期日に高崎市に帰属させるものであります。

次に、交通災害共済事業に係る財政調整基金の新町の持ち分については、廃置分合の日の前日の基金残高に新町の会費収入率と給付率をもとに算出した9.88%を乗じて得た金額を廃置分合期日に高崎市に帰属させるものであります。以上の財政調整基金の処分については、組合発足からの事業別負担金の加重平均によりそれぞれ負担率を算出いたしました。

2番目として負債の部であります。消防費に係る組合債の元金及び利息についての新町の負担する金額は、平成17年度末の組合債の残高に新町に係る組合の負担金負担割合で定めた3事業の負担率を乗じて得た金額を新町が負担し、廃置分合の日までに組合に納付するものでございます。

次に、最終処分場に係る組合債未償還元金及び利息についての新町の負担は、平成17年度末の組合債の残高に新町の組合債負担割合の17.20%を乗じて得た金額から、関係市町に後年度算入される見込みの地方交付税交付金相当額を差し引いた金額を新町が負担し、廃置分合の日までに組合に納付するものでございます。

3番目として、これら以外の組合の財産については、引き続き組合の財産とするものでございます。

続きまして、議案第11号は、新町の廃置分合による多野藤岡医療事務市町村組合からの脱退に伴う財産処分に関する協議であります。この財産処分は、平成18年1月23日から群馬郡倉渕村、同郡群馬町及び多野郡新町を廃し、その区域を高崎市に編入する廃置分合により新町が組合から脱退することに伴う財産処分について、地方自治法第292条において準用する同法第7条第4項の規定により、関係市町村が協議により定めることについて、同条第5項の規定により議会の議決を求めるものでございます。この協議は、関係市町村議会のすべての議決がなされた後、市町村長が地方自治法に基づき協議書を作成することとなります。

財産処分の内容は次のとおりです。1番目として負の財産であります。新町は平成17年度末の組合全体の企業債元金及び利子の残高に3分の2を乗じた額に平成17年度の新町の負担割合を乗じて得た額から、当該元利償還金に対し、関係市町村に後年度に算入される見込みの地方交付税交付金相当額を差し引いた金額を負担し、廃置分合の日までに組合に納付するものでございます。

2番目としては、これ以外の組合の財産については、引き続き組合の財産とするものでございます。

続きまして、議案第12号は、新町の廃置分合による藤岡、新町、吉井、鬼石環境衛生事務組合からの脱退に伴う財産処分に関する協議であります。この財産処分は、平成18年1月23日から群馬郡倉渕村、同郡群馬町及び多野郡新町を廃し、その区域を高崎市に

編入する廃置分合により新町が組合から脱退することに伴う財産処分について、地方自治法第292条において準用する同法第7条第4項の規定により、関係市町が協議により定めることについて、同条第5項の規定により議会の議決を求めるものでございます。この協議は、関係市町議会のすべての議決がなされた後、市町長が地方自治法に基づき協議書を作成することとなります。

財産処分の内容は次のとおりです。1番目として資産の部であります。財政調整基金の新町の持ち分については、廃置分合の日の前日の基金残高に組合設立から平成15年度までの負担金の加重平均により算出した11.0833%を乗じて得た金額を廃置分合期日に高崎市に帰属させるものであります。

2番目として負債の部であります。新町の負担する金額は、廃置分合の日の属する年度末の組合債の残高に平成13年度と平成14年度の新町負担金の加重平均2.5363%を乗じて得た金額から当該元利償還金に対し、関係市町に後年度に算入される見込みの地方交付税交付金相当額を差し引いた金額を新町が負担し、廃置分合の日までに組合に納付するものでございます。

3番目として、これら以外の組合の財産については、引き続き組合の財産とするものです。

続きまして、議案第13号は、新町の廃置分合による藤岡市・新町ガス企業団からの脱退に伴う財産処分に関する協議であります。この財産処分は、平成18年1月23日から群馬郡倉渕村、同郡群馬町及び多野郡新町を廃し、その区域を高崎市に編入する廃置分合により、新町が藤岡市・新町ガス企業団から脱退することに伴う企業団財産の処分について、地方自治法第292条において準用する同法第7条第4項の規定により、藤岡市及び新町が協議により定めることについて、同条第5項の規定により議会の議決を求めるものでございます。この協議は、藤岡市及び新町議会の議決がなされた後、市町長が地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律第9条の2の規定に基づき協議書を作成することとなります。

財産処分の内容は次のとおりでございます。企業団財産のうち廃置分合により脱退する新町の持ち分につきましては、廃置分合期日に企業団に加入する高崎市が承継するものでございます。

以上、4議案の提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（佐藤 淳君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第10号新町の廃置分合による多野藤岡広域市町村圏振興整備組合からの脱退に伴う財産処分に関する協議について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

針谷賢一君。

1 6 番（針谷賢一君） 消防について何点かお伺いいたします。

先日、議員説明会では、委託期間は10年以内、その後早い時期に調整を図るという説明でしたけれども、新町と藤岡市というのは非常に隣接している。高崎市ですと烏川ですっきり分かれておりますけれども、特に緊急・火災、そういったものについては隣接しているがゆえに早急に協力体制をとらなければならない、そういう消防だと思っております。

そこで、この10年以内とし、早い時期に調整を図るとありますが、これはどんな調整をするのか。そしてまた、今後高崎市との協力体制、これをどのように考えているのかをお伺いいたします。

議長（佐藤 淳君） 企画部長。

（企画部長 茂木政美君登壇）

企画部長（茂木政美君） お答えをさせていただきます。

まず、1点目の消防の關係の10年以内の調整方式の考え方ということでございます。このことにつきましては、基本的に一番大きかったことにつきまして、新町分署に配置されている職員の処遇、そういったものが1点ございます。これは多野藤岡広域圏の身分を有しているそのものが委託期間を短くすることによってなかなか難しい処遇になってくる。そういったことで、10年の定年退職者等を含めていきますと、その間の中で高崎市から派遣職員を指定いたしまして急激な変化をしないで消防体制がとれる。そういうことで、10年以内ということで方向性を定めたものでございます。

もう一点、高崎市との協力体制の關係でございます。この關係につきましては、消防常備消防の關係、あるいは消防団の關係、そういった両面がございますが、このことにつきましても消防法の中でも、例えば新町地区に火事があった、その守備範囲は多野藤岡の消防長の守備範囲でございますので、そういった守備範囲の中で多野藤岡の消防長の指揮命令の下で活動するわけでございます。今後ともそういった消防法に基づく協力体制、そういった協定を結んだ中でしっかりした対応をとって、安全な安心できる消防活動をしていかなければならないかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

議長（佐藤 淳君） 針谷賢一君。

1 6 番（針谷賢一君） 火災は近い同士で協力体制をしなければならない。新町が高崎市の方に行きますと、建物だけは高崎市のもの、中身の消防自動車等は藤岡市のものということになってくるわけですが、高崎市の岩鼻町とか倉賀野町、その辺には消防の分署はたしかないと思うのですが、一番近いところに中居団地の東側には分署が隣接されると思うのです。先の話ですけれども、今後果たして新町に高崎市がきちんとした分署をつくるのか

どうか、私は非常に疑問な点があるのです。

それと、隣接していれば、藤岡市と新町の境で火災が起これば、当然、藤岡市の消防署は出動します。そういったときに、やはり何度も何度も出動していけば消防自動車なり消防器材なりがだんだん消耗していく。時には買いかえの必要な時期が来ると思うのです。そんなときにでも、やはり隣接しているためにマイナス面、消耗のものに対しても今までどおりの新町の負担をしていただけるような方式をどうしてとらなかったのか。ですから、合併協議会でも、この消防に対してはできれば加入方式でしていただきたい、そういう提案もいたしました。

そして、ここで伺いたいのですが、その会議をどのくらい高崎市としたのか、加入方式、委託方式について高崎市とどのくらいしたのか、高崎市はどんな方が出席して、そしてまた藤岡市はどんな人が行って協議をどのくらいされたのか、その辺をお伺いします。

議長（佐藤 淳君） 企画部長。

企画部長（茂木政美君） お答えいたします。

高崎市との協議を何回くらい行ったかというご質問でございますが、この関係につきましては当初、理事会が平成16年8月にございまして、その段階で管理者から合併に伴う財産処分等、またどういった方式があるか、その辺を検討しなさい、そういった指示がございました。そういった指示の段階の中で、各担当部署でいろいろ議論した中で財産処分のあり方、そういったものが正の財産の主張の問題、そういったことが新町等から出てきております。その中で、現実的に正の財産の主張をされることによって多野藤岡の広域行政そのものが成り立っていくことがなかなか難しい。その中で、高崎市との加入というのも当然出てきたわけでございます。

その加入のことにつきましては、議論的に市で申し入れいたしましたのが平成16年10月29日でございます。これに出向きましたのは、藤岡市の企画部長、藤岡市の企画課長、藤岡市の企画係長の3人でございます。また、高崎市が対応いたしましたのは、高崎市の公室長、また企画担当課長、そのほか担当が出てきております。そういった方とお話をさせていただきました。

その時点では、新町、また吉井町が高崎市へ合併という方向でございましたので、その辺を含めて広域行政の中で消防の問題、あるいは農業共済の問題、また最終処分場の問題、そのほか環境衛生組合の問題、また病院の問題、そういったことについて加入のことにご検討いただきたい、そういったお話をさせていただいております。

その会議後、吉井町が住民投票の関係で単独で、合併をしないで自立でいくという方向が出ました。そういった状況の変化がございます。その間、高崎市と藤岡市で直接お話し合いをしたのは、その1回でございます。そのほか藤岡市と新町のガス組合の検討会のと

きも、その顔を合わせたときにお話をさせていただいています。

そういったことで、直接的に高崎市とお話した機会はそういうところでございますが、新町が高崎市と常に連絡をとって、新町からそういった返答をいただいた中で、合併のいろいろな財産処分の協議をしてきたのが状況でございます。

以上、回答とさせていただきます。

議長（佐藤 淳君） 針谷賢一君。

- 1 6 番（針谷賢一君） 確かに新町と高崎市でいろいろ消防の話をするということは当然でしょうけれども、たった1回しか協議をしていない、こんな大事な話を市民生活、市民の安心・安全を守るこんな大事なことに、たった1回しか協議をしていないというのはいかなものかと思えます。たった1回だけでいいのですか。もう一度お願いします。

議長（佐藤 淳君） 企画部長。

企画部長（茂木政美君） お答えをさせていただきます。

消防に関する協議でございますが、この関係につきましては市と高崎市との協議は1回でございます。しかしながら、県内の消防長会議がございます。その中で、多野藤岡の消防長、その多野藤岡の消防長と高崎市の消防長との議論はしているということで、多野藤岡の消防長からもそういう話は聞いております。

以上です。

議長（佐藤 淳君） 他に質疑はありませんか。

冬木一俊君。

- 1 2 番（冬木一俊君） 議案第10号につきまして質疑をさせていただきます。

これは市長にお伺いいたします。市長は、この合併問題につきましては、議会と十分に協議しながら進めていきたいということはこの合併問題が始まったときからそういうことを唱えておりました。先日の住民投票の申し入れについても、市民の意見を聞くということを行いながらも、そういったものも否定してきました。

今回、2月10日に我々議会に対しまして、議員説明会という形で初めて廃置分合による財産処分の問題について決定事項の説明会ということで我々議員も説明を受けました。合併問題調査特別委員会でも委託方式がいいのか加入方式がいいのか、市長に申し入れをいたしました。加入も検討してみると言っただけで何の公式な答えもなく、今回このような議案が出てきたことに対しまして大変残念でもありますし、大変驚いている1人でもあります。

消防については10年以内の委託ということと聞いていますが、高崎市は直営でしたいのが本音ではないかというふうに私は思います。これが二、三年で高崎市が委託はしないとやってきた場合はどうするのかお伺いします。

また、新町分署の17人の職員は、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合で引き取るのか、

それとも高崎市が責任を持って職員の身分を保障していただけるのかお伺いいたします。

議長（佐藤 淳君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） お答えいたします。

高崎市がもし二、三年ならどうするのだというご指摘でございますが、私は高崎市の市長とのお話の中で10年ぐらいをめどに、以内という言葉になっておりますけれども、10年ぐらいをめどに委託をお願いしたいのだというふうをお願いしております。市長からも大体ご理解いただいているような返事をいただいております。正式に何年ということの回答はありませんけれども、今、ご指摘の新町分署の17人の職員が不安になるような、そういうことのないように多野藤岡広域消防としての職員でございます。そういう気持ちで、今後高崎市の委託期限につきましても十分検討して、認識していきたいというふうに思っています。

議長（佐藤 淳君） 冬木一俊君。

- 1 2 番（冬木一俊君） 先ほどの針谷議員の質問の中で、私は、この財産処分の協議については、企画部長をはじめ職員に任せっ放しだという指摘をここでせざるを得ない立場です。そうした中で、高崎市の市長と協議した。先ほど公の答弁がありましたのでお伺いいたしますが、市長はこの問題につきまして新町の町長や高崎市の市長との交渉を本当にしたのか、お伺いします。私はしていないというふうに聞いております。そんなことで藤岡市の利益が守れるのか。また、組合に対しても具体的指示は何もしていないということです。そんなことで市長の役割が果たせるのか、見解をお伺いします。

議長（佐藤 淳君） 市長。

市長（新井利明君） 今、冬木議員が高崎市の市長、新町の町長としていないという話でございますが、私としてはしておりますので、明確に答弁いたしました。

議長（佐藤 淳君） 冬木一俊君。

- 1 2 番（冬木一俊君） それでは、今回委託という方式で議会に提示されてきたわけですが、市長は加入方式の検討もしたようですが、加入についてどう考えているのか。私は加入がいいなら、それを通すべきだと思います。

最後に質問で、この消防問題につきまして多野藤岡広域市町村圏振興整備組合、消防問題だけではありません。幾つかの事業を共同でやっております。委託がいいと思っているのか、加入がいいと思っているのか、市長の明快な答弁を求めて、私の質問を終わります。

議長（佐藤 淳君） 市長。

市長（新井利明君） 委託・加入それぞれいい点もあると思います。そういう両方の方式について研究を重ねた結果、最終的に消防について委託でいこうということを決めたわけござ

います。

議長（佐藤 淳君） 他に質疑はございませんか。

青柳正敏君。

17番（青柳正敏君） 議案第10号について何点かお聞かせ願いたいと思います。

新町の消防体制、高崎圏という中で見ましても、やはり分署的な対応になるかというふうに思うわけです。そういった中で、火災といったときに野原の中の1軒家ということであれば類焼とか、そういうのは避けられるわけですが、普通、1分署対応での火災消火活動というのはあまりないのではないかというふうに感じるところです。

そういったときに、藤岡市がこういった形でこれに相互支援、協力体制、これはお互いがとらなければならないと思うのですが、そういったことをしっかりと煮詰めた中でこういった議案が出てくるのであればわかるのですが、まだそういったものが確立されていない、調整がされていないという中で大変残念なわけですが、相互支援体制について、今、藤岡市としては現在の立場でどのようなことを考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（佐藤 淳君） 企画部長。

（企画部長 茂木政美君登壇）

企画部長（茂木政美君） お答えいたします。

消防の相互支援体制、今後のことでございますが、議員ご承知のとおり現在におきましても群馬県内の消防の体制、応援協定、そういったものがございます。これも引き続き新町が高崎市、それで委託の問題、またその後委託がなくなった場合、そういったときもいろいろある時点の中で相互応援協定というのは今と変わらぬものはしていかなければいけないかと思っています。

今後、大きな課題となっておりますのは、さきに新聞にも出ておりましたが、防災無線等のデジタル化の問題、そういった問題の中で県の考え方として示されております、新聞等に出ておりますが、例えばこの西毛地区、高崎市、藤岡市、富岡市、そういった広域的な消防体制をとっていく、そんなことが県としても出ております。当然、多野藤岡といったしましても、大きな災害等に対応した体制をとっていく、そういった方向性になると思います。繰り返しになりますが、現在の体制の消防応援体制は新町等の委託の場合、そういったことになっても変わらぬ応援協定、相互協定はしっかりとしていきたいと思っています。

以上です。

議長（佐藤 淳君） 青柳正敏君。

17番（青柳正敏君） 私も消防という現場に所属した経験があるわけですが、消火作業と

いうのは無線がデジタル化でどうこうとか、そういうのではなくて、まず地形的な面が一番あるわけです。新町の1分署対応で大火になりかかる、そういったものを防ぐ。では、高崎市の中居に分署があると思いますけれども、そういったところからの救援で飛んでくる。それよりも藤岡市の本署の方が地形的に絶対的に近いわけではないですか。そういうことになれば藤岡市が全面的に見てやりますよという暗黙の了解、そういったものが藤岡市になれば、こういった新町の1分署対応というのは消防という面からいって不可能なのです。藤岡市が全部見てやらなければ消火という面において維持できないではないですか。そういったことにおいては、これは藤岡市が全面的に見るとというのが原則的な中で隠されているのでしょうか。中居から飛んできて間に合うはずないではないですか。みんな燃えてしまうではないですか。まして岡之郷地区はずっと隣接しているではないですか。そういったときに藤岡市民の安心というものをどういうふうに対応するのですか。

先ほども前議員が言いましたけれども、こういったものを加入とか、そういったことを真剣に考えた中でなぜやらないのですか。市民の安心といったときに、出勤して行って藤岡市でないからしっかりとした応援要請があるまでは放水しないと、民家が燃えていればそんなわけにいかないでしょう。よく鍋川であります。藤岡市の消防署から飛んで行って、すぐ帰ってきてしまう。何だと言ったら、野火だからですけども、あそこは高崎地区だからといって引き上げてきてしまう。民家が燃えているときはそんなことできないのですよ。なぜしっかりとした体制を協議して、そういった中でこういった議案を出してくるべきではないのですか。全面的に藤岡市が見てやらなければ大火になったらどうするのですか。自衛隊の消防隊もあるかもしれません。でも中居から飛んでくるなど間に合うはずないではないですか。神流地区には消防団もあるし、そういった消防とか医療の問題もそうでしょう。対応がおかしいですよ。もう一度その辺についての見解をお聞かせ願いたいと思います。

議長（佐藤 淳君） 暫時休憩いたします。

午前11時50分休憩

午前11時51分再開

議長（佐藤 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（佐藤 淳君） 企画部長。

企画部長（茂木政美君） お答えをさせていただきます。

先ほどもお答えをさせていただきました。こういった関係につきまして現実も相互応援協定を結んで、お互いに大きな火災に対応できるようにしているわけでございます。これ

が新町が高崎市に行って、その後藤岡市の消防が新町の火災に対応しない、そういうことはもちろんございません。今、やっているしっかりとした消防の応援、相互協定をこれからも維持して、お互いに協力し合って大きな災害に対応する、そういった方針でありますのでよろしくお願いたします。

以上です。

議長（佐藤 淳君） 青柳正敏君。

- 17番（青柳正敏君） 相互支援協定というのはお互いがフィフティー・フィフティーの立場で初めて成り立つのだと思うのです。藤岡市にもし火災があったときに、確かに新町から応援を要請すれば飛んできてくれます。でも新町は1分署という中でまるっきり空っぽという態勢で、自分のところは全部そこにある消火体制をもって藤岡地内に飛んでこられるかといったら、そういうことはやはり不可能でしょう。みんなが来てしまって、新町に火災が発生したらどうしますか。こっちの藤岡署は1台なりが応援に行っても、後を賄うだけの別の場所に出火があったといっても、その態勢は残したままでいけるのですよ。新町から来て新町にまた次の火災があったらどうしますか。相互支援体制といっても、そんな体制はできるわけないでしょう。そういうことをしっかりと決めた中で、この話を進めていかないと藤岡署が全部見てやりますよというのが前提になってしまうではないですか。それが藤岡市民の利益になるのかどうかということを真剣に考えなければいけないと思いますよ。もう少し藤岡市民のことをしっかりと考えた中で行政を進めてもらわないと困りますよ。藤岡市民の安心という中で非常に重要な消防体制ですから、そういったことについてこれから協定なり今までと同じ協定ではだめなのですよ。今までのままなら実際にこっちから助っ人に行くだけではないですか。そんな中で相互的なフィフティー・フィフティーの援助体制がしけますか。新町にも本署並みの設備を高崎市に要請するとか、そういうことがあって初めてお互いの助け合いが公平にできるのではないですか。そういったことも考えてくださいよ。もう一度見解をお聞かせ願いたいと思います。

議長（佐藤 淳君） 企画部長。

企画部長（茂木政美君） お答えをさせていただきます。

この問題につきましては、現行の相互応援協定、そういったものが結ばれておるわけでございます。このことを今、議員からご指摘等がありましたものを今後十分踏まえた中にさらに相互応援協定をみなす、そういった関係をとらなければならないかと思っています。ただ、現実的に現行の体制は維持していく、そういったことでございますので藤岡市が新町へ応援に行くのはもちろんのことでございます。また、逆に新高崎市が大きな火災等があった場合には応援に来ていただく。そういった相互協定というものをお互いの認識の中でしっかりした対応をとっていきたい。そういったことで、消防本部等にもお話をさせて

いただきまして、今後とも十分な協議をして安全で住民が安心できる、そういった体制をとっていきたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

以上です。

議長（佐藤 淳君） 他に質疑はありませんか。

湯井廣志君。

4 番（湯井廣志君） 議案第10号についてお伺いいたします。

新町の判断によって今まで何のために広域を組んできたのかということが非常に議論になっておりますが、私は、ただ単純に金を払って脱退をすればそれでいいのかということで質問させていただきます。この脱退に伴い財産処分をするわけですが、この脱退に絡んで今よりも悪くなる、今よりも負担が増える、このようなことは絶対にないと言い切れるのか、それを第1点の質問としてお伺いいたします。

議長（佐藤 淳君） 企画部長。

（企画部長 茂木政美君登壇）

企画部長（茂木政美君） お答えいたします。

広域の一部事務組合の負担の増という解釈でさせていただきます。この問題につきましては、消防が大きな財政負担でございます。新町の委託に伴って負担増というのは、藤岡市は逆に平成16年度ベースをとりますとマイナスになります。また、最終処分場につきましては、新町が正の財産の放棄、また負の財産の一括償還、それで最終処分場の埋め立て権利の放棄、そういったものがございまして藤岡市と吉井町にとっては大きな財産だと思っています。そのほか臨海学校の問題、農業共済の問題等がございしますが、そういった問題をとつても藤岡市の負担増になるということは現時点では数字的には出ておりませんので、ご理解のほどお願いいたします。

以上です。

議長（佐藤 淳君） 湯井廣志君。

4 番（湯井廣志君） 現時点の問題でなく、この脱退で将来も負担増がありませんよという答弁を再度いただきたいと思っておりますが、将来についてどうなのか、よろしくお伺いいたします。

議長（佐藤 淳君） 企画部長。

企画部長（茂木政美君） お答えいたします。

大きな広域行政の中で負担を背負っておりますのは、ご案内のとおり消防の関係でございます。こういった消防の負担、現行の施設整備、現行の人員体制、そういった中における負担増はないと思っています。

以上で答弁いたします。

議 長（佐藤 淳君） 暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩